

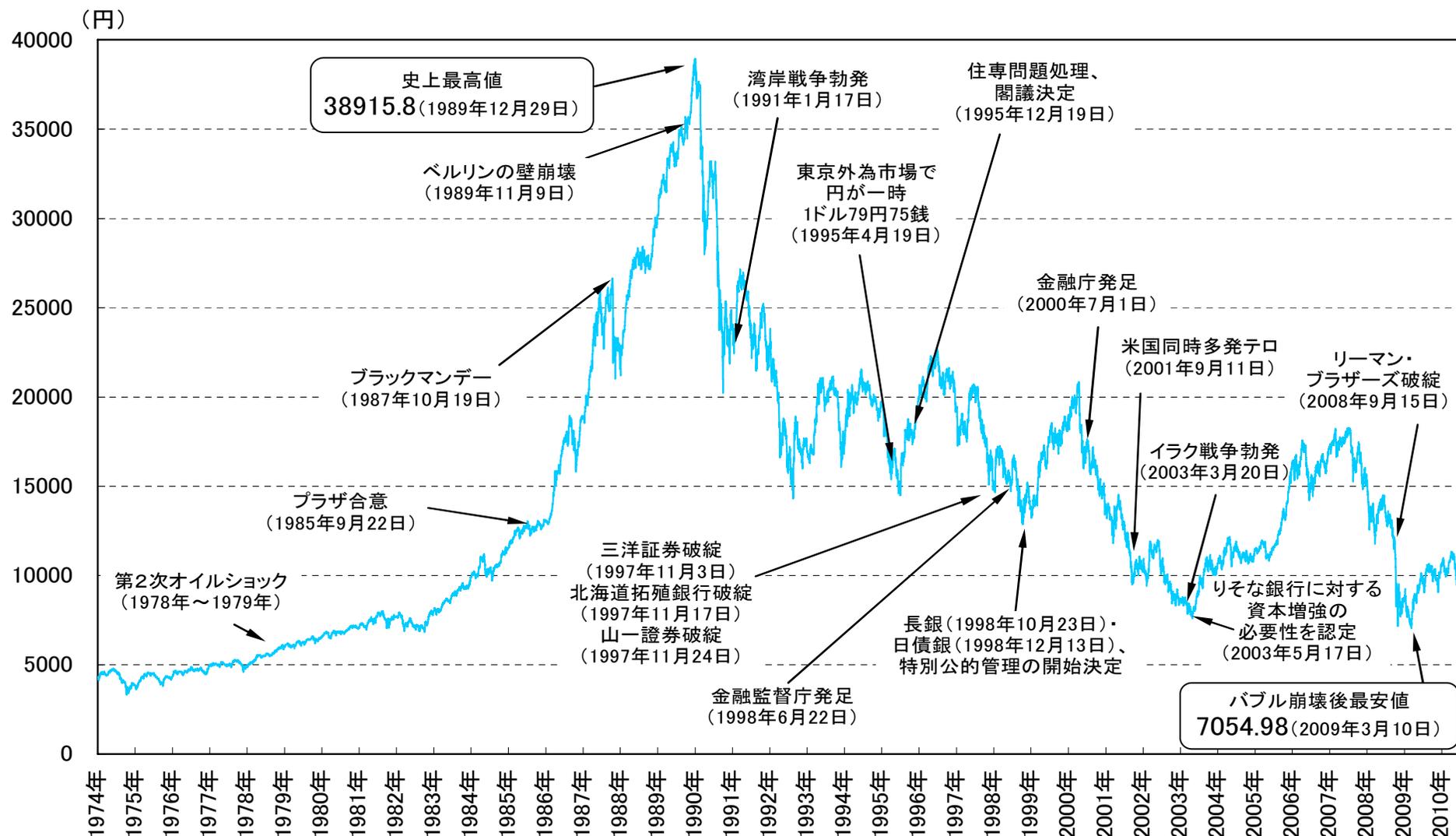
我が国市場を巡る状況と諸課題



平成22年9月16日
金融庁 三國谷 勝範

日経平均株価の推移

- リーマン・ショック後、株価はバブル崩壊後の最安値を更新。足許は9,000円前後で推移。
- 我が国の景気は持ち直してきているが、依然として厳しい状況。



中小企業の業況

○ 中小企業の業況感は、現状D. I. が前回調査の▲93から▲82となったものの、厳しい状況が続いている。悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」となっている。

商工会議所等の会員企業の業況（経営環境・収益等）の現状と先行き

区分	D. I.（良い - 悪い）		悪化の要因（回答割合）					
	現状	先行き	原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	需要の低迷に よる売上げの 低迷	競争過多によ る販売価格の 下落	株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	規制の強化・ 緩和の影響
製造業	70 (85)	68 (83)	13.3 (5.8)	8.0 (6.5)	52.2 (56.1)	21.2 (25.9)	5.3 (5.8)	0.0 (0.0)
小売業	83 (96)	83 (91)	3.0 (0.0)	3.0 (2.5)	54.1 (53.5)	34.8 (39.6)	3.7 (1.9)	1.5 (2.5)
卸売業	85 (98)	83 (94)	5.4 (0.0)	6.2 (8.2)	53.1 (58.2)	31.5 (32.2)	3.8 (1.4)	0.0 (0.0)
建設業	87 (94)	89 (94)	6.7 (1.9)	4.0 (3.2)	54.0 (56.1)	31.3 (36.1)	0.0 (0.0)	4.0 (2.6)
サービス業	79 (87)	77 (83)	3.5 (0.0)	1.7 (1.6)	64.3 (63.7)	30.4 (34.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
不動産業	83 (98)	85 (93)	1.0 (0.8)	2.0 (0.8)	74.3 (67.5)	22.8 (28.5)	0.0 (0.8)	0.0 (1.6)
運輸業	87 (94)	85 (94)	22.0 (7.6)	3.0 (6.9)	49.2 (56.9)	25.8 (28.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
平均	82 (93)	81 (90)	8.0 (2.3)	4.0 (4.3)	56.6 (58.5)	28.7 (32.4)	1.8 (1.4)	0.9 (1.0)

（出所）全国の財務局において実施した商工会議所（47先）に対するアンケート調査（今年5月実施）

（注1）D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比。

（注2）悪化の要因については、複数回答可としている。

（注3）表中の括弧書は今年2月時点の調査結果。

中小企業の資金繰り

○ 中小企業の資金繰り感についても、現状D. I. が前回調査の▲78から▲68となったものの、厳しい状況が続いている。悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きい。

商工会議所等の会員企業の資金繰りの現状と先行き

区分	D. I. (良い - 悪い)		悪化の要因 (回答割合)				
	現状	先行き	販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	融資審査等、金融機関の融資態度	融資期間・返済条件等、金融機関の融資条件	改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応
製造業	62 (74)	62 (72)	88.9 (89.3)	3.2 (5.3)	6.3 (4.0)	0.0 (0.0)	1.6 (1.3)
小売業	68 (77)	74 (81)	88.0 (85.7)	2.7 (2.4)	4.0 (3.6)	2.7 (2.4)	2.7 (6.0)
卸売業	70 (79)	70 (81)	92.9 (84.9)	2.9 (3.5)	2.9 (3.5)	0.0 (2.3)	1.4 (5.8)
建設業	77 (85)	83 (87)	83.5 (74.5)	9.4 (15.1)	3.5 (2.8)	0.0 (0.0)	3.5 (7.5)
サービス業	66 (70)	62 (68)	87.0 (84.1)	4.3 (7.2)	2.9 (4.3)	2.9 (2.9)	2.9 (1.4)
不動産業	63 (78)	67 (78)	78.9 (68.7)	9.9 (14.1)	7.0 (7.1)	1.4 (2.0)	2.8 (8.1)
運輸業	70 (81)	72 (81)	82.9 (81.1)	7.1 (6.7)	7.1 (5.6)	0.0 (0.0)	2.9 (6.7)
平均	68 (78)	70 (78)	85.9 (80.5)	5.8 (8.2)	4.8 (4.4)	1.0 (1.3)	2.6 (5.6)

(出所) 全国の財務局において実施した商工会議所(47先)に対するアンケート調査(今年5月実施)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比。

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

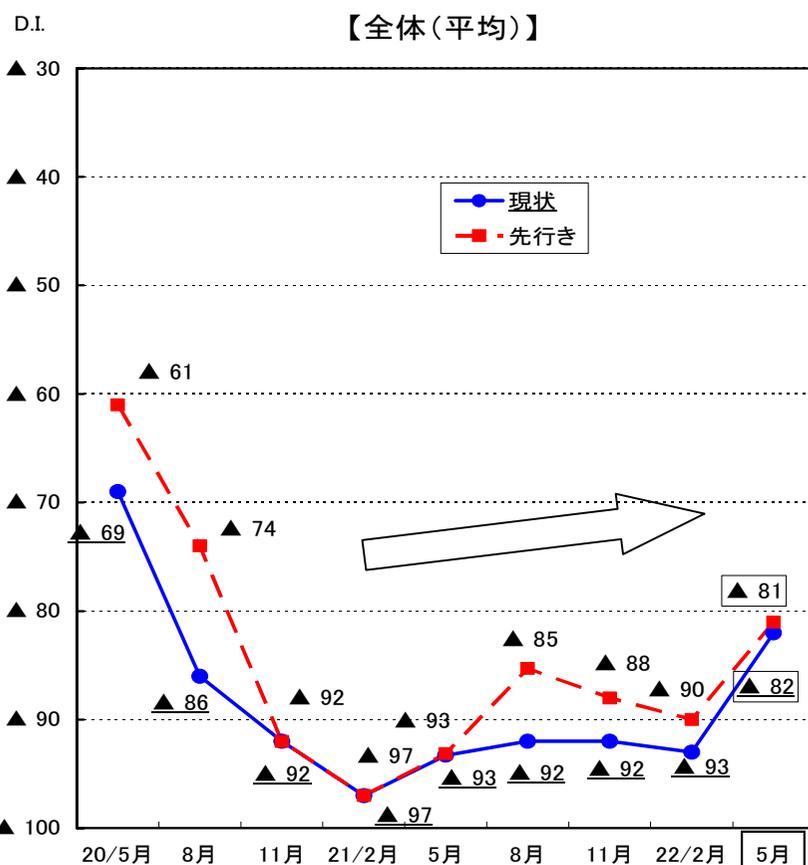
(注3) 表中の括弧書は今年2月時点の調査結果。

中小企業の業況等に関するアンケート結果の推移(業況)

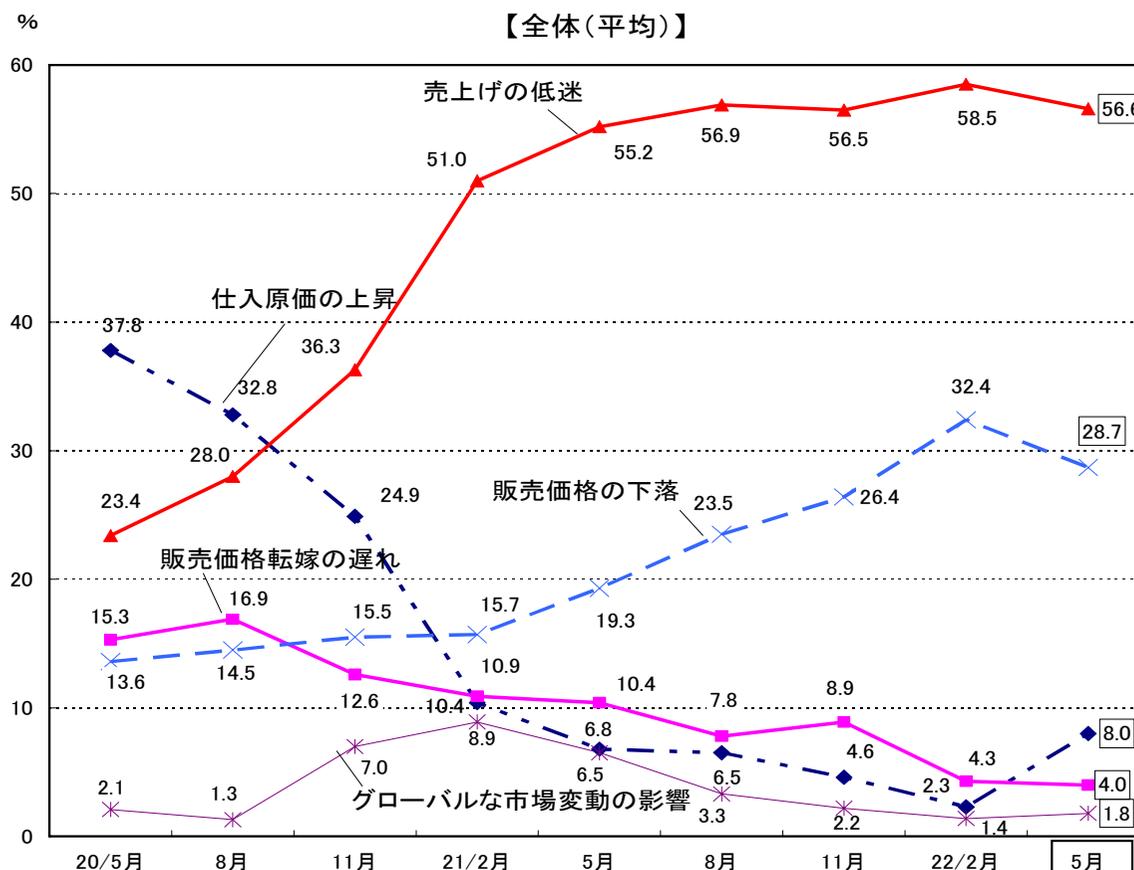
○ 業況感については、昨年2月以降、やや改善傾向にあるが、依然として厳しい状況。

1. 中小企業の業況

(1) 「D. I.」の推移



(2) 「悪化の要因」の推移



(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

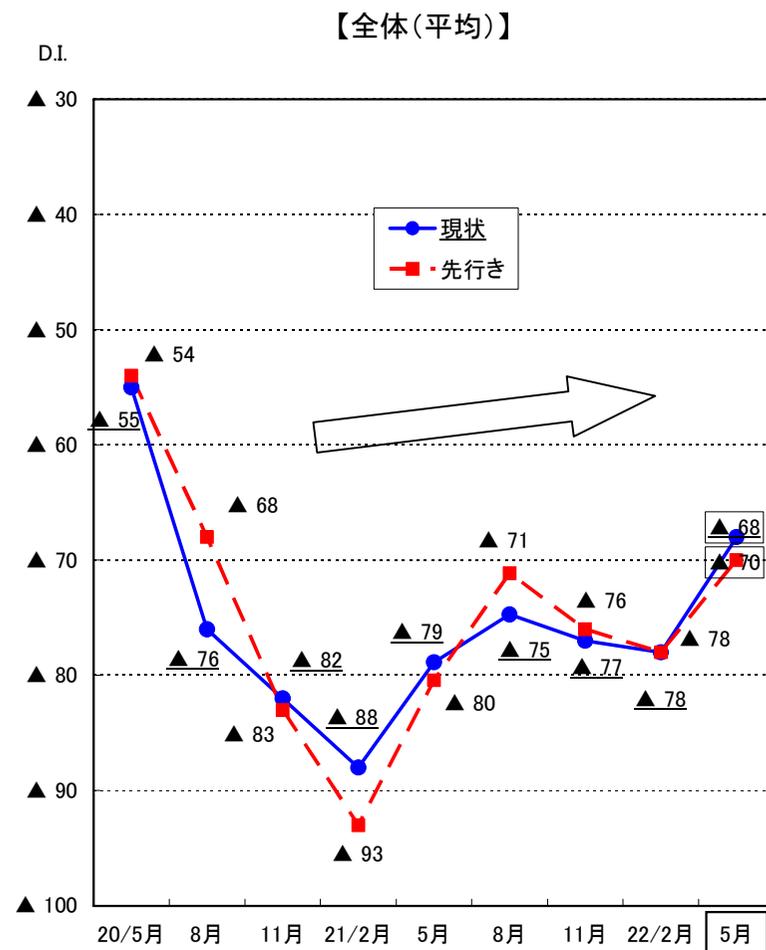
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

中小企業の業況等に関するアンケート結果の推移(資金繰り)

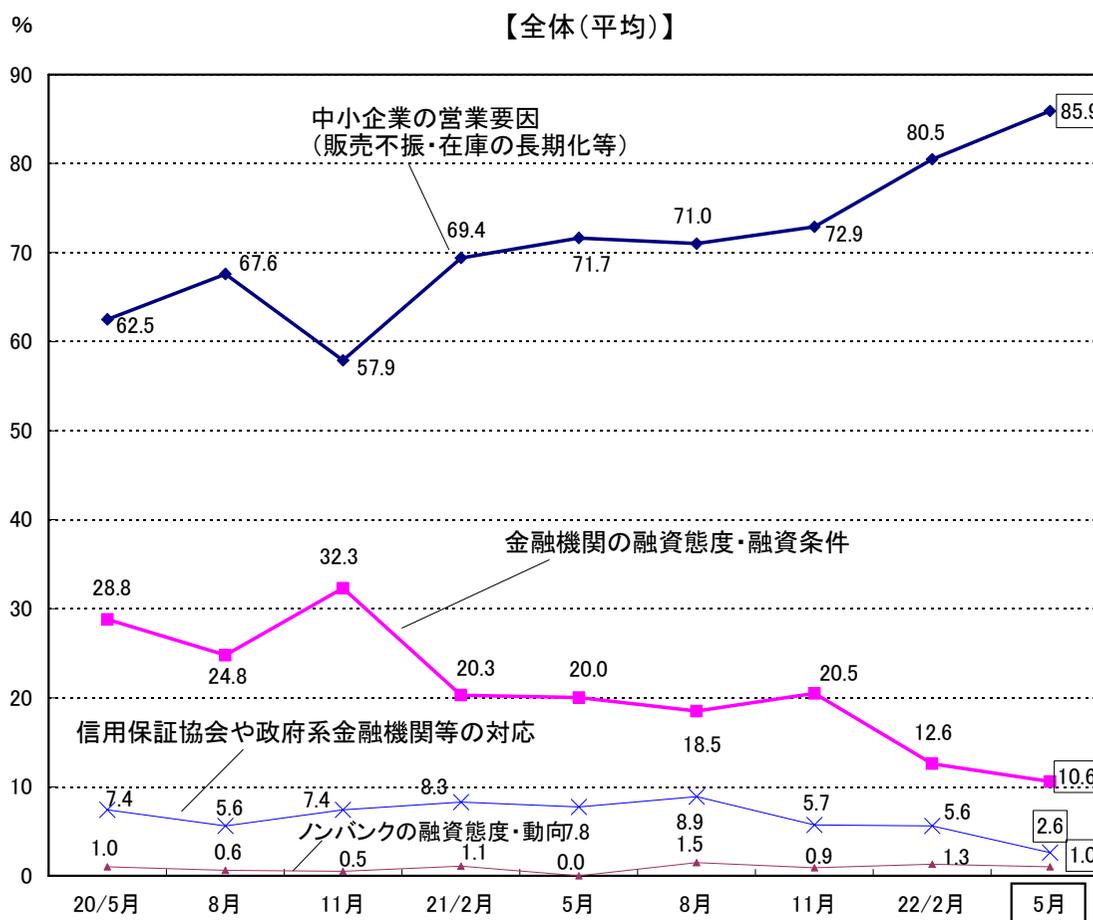
○ 資金繰り感についても、昨年2月以降、やや改善傾向にあるが、依然として厳しい状況。

2. 中小企業の資金繰り

(1) 「D. I.」の推移



(2) 「悪化の要因」の推移



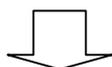
(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

国際的な金融規制改革 これまでの経緯①

G20 首脳会議の開催等

2008年 9月 リーマンショック



G20 首脳プロセスで金融規制改革の国際協調を推進

2008年 11月 ワシントン・サミット

金融市場の改革のための共通原則と行動計画に合意

2009年 4月 ロンドン・サミット

「金融システムの強化に関する宣言」に合意

2009年 9月 ピッツバーグ・サミット

金融システムの強化に向け、重要な改革の推進に合意

2010年 6月 トロント・サミット

改革の進展を確認するとともに、更なる推進に合意

金融システム全体の脆弱性に着目した議論

金融危機後の規制の再構築を展望した議論

国際的な金融規制改革 これまでの経緯②

主要な合意事項

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制

自己資本の質・量の強化

レバレッジ規制の導入

流動性規制の導入

システム上重要な金融機関

そのリスクに応じて、規制・監督を更に強化

格付会社の規制・監督

登録制の導入

ヘッジファンドの規制・監督

登録制の導入

店頭デリバティブ市場の規制・監督

中央清算機関を通じた決済や取引情報の報告等の導入

金融セクターへの負担金

金融セクターが金融システム修復等の負担を支払う手法は様々

金融の規制・監督に関する主な国際フォーラム

G20首脳会合

- 第1回:08年11月14日、15日 米・ワシントンDC
- 第2回:09年4月1日、2日 英・ロンドン
- 第3回:09年9月24日、25日 米・ピッツバーグ
- 第4回:10年6月26日、27日 加・トロント
- 第5回:10年11月11日、12日 韓国・ソウル(予定)

FSB

(金融安定理事会)

- ・金融システムにおける景気循環増幅効果への対応(09年4月2日)
- ・健全な報酬慣行に関する原則(09年4月2日)・実施基準(09年9月25日)・ピアレビュー報告書(10年3月30日)
- ・危機管理における国際的連携に関する原則(09年4月2日)
- ・システム上重要な金融機関のモラルハザードの抑制への取組
(中間報告書:10年6月18日)

BCBS

(バーゼル銀行監督委)

- ・バーゼルIIにおける証券化商品の取扱い等強化(09年7月13日)
- ・銀行セクターの強靱性を強化するための規制改革案(09年12月17日)
 - － 自己資本の質・量の強化
 - － 流動性規制の導入 等
- ・規制改革案に係る総裁・長官グループによる広範な合意
(10年7月26日・10年9月12日)

IOSCO

(証券監督者国際機構)

- ・証券化商品、CDSの規制・監督に係る提言(09年9月4日)
- ・上場企業の定期開示に関する原則(10年2月22日)
- ・資産担保証券の公募及び上場のための開示原則(ABS原則)(10年4月8日)
- ・国際的な監督協力に係る原則(10年5月25日)
- ・IOSCO証券規制の目的と原則の改訂(10年6月10日)

IAIS

(保険監督者国際機構)

- ・グループ監督など保険監督の更なる強化に関する提言(09年6月25日)
- ・国際的に活動する保険グループの効果的な監督のための共通枠組み(ComFrame)の策定に向けた宣言(10年7月1日)

バーゼル委員会による銀行の自己資本・流動性規制見直し案について

2010年7月中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合の結果

➤自己資本の質の改善

自己資本のコア部分は、普通株及び内部留保(損失吸収力の最も高い資本)のみから構成すべきことを明確化(繰延税金資産、無形固定資産などを原則として控除)。

→ ただし、各国の実情に応じ、以下のような控除項目の一部例外を容認。

	昨年12月の規制案	本年7月の見直し案
繰延税金資産	全額を自己資本から控除	会計と税務の一時差異に基づくものはコアティア1部分の10%まで算入(注)
無形固定資産	全額を自己資本から控除	会計基準の差異に基づく取扱いの不平等を是正
少数株主持分	自己資本へは不算入	銀行子会社の最低所要資本までは算入

(注)繰延税金資産、他の金融機関の普通株への重要な出資等を合算してコアティア1の15%まで算入。

➤レバレッジ比率規制(資本/総資産)の導入

→ 試行期間を置いた上で、2018年より最低基準(3%を目安)に移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を2017年前半に行う。

➤流動性規制の導入

ストレスにも耐えうるよう十分な流動資産(現金、国債等)の保有を義務付け。

→ ストレス時に想定する預金の流出率を、より現実的なものに設定。

バーゼル委員会による銀行の自己資本・流動性規制見直し案について

2010年9月中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合の結果及び今後の予定

資本の量の強化と段階的实施

- 2013年1月に実施を開始。各種経過措置を適用し、2019年1月に新水準を完全実施。
 - 普通株等の最低比率(4.5%)、Tier1の最低比率(6%)を2015年1月までに段階的に引き上げ。
 - 2016年1月から2019年1月までに、景気悪化時に取り崩し可能な資本バッファ(普通株資本2.5%分)の積み増しを段階実施。
 - 総資本の最低比率(8%)は据え置き。
- 資本の質の改善(控除項目の見直し)は、2014年1月から2018年1月にかけて段階実施。
- 既存のその他Tier1資本・Tier2資本については、新要件を満たさなくても10年間は一定限度資本として算入。

所要自己資本の水準調整 (%)			
	普通株等Tier1	Tier1全体	総資本
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
カウンターシクリカルな資本バッファ	0-2.5		

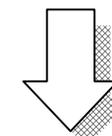
今後の予定

2010年10月
11月
2013年1月

G20財務大臣・中央銀行総裁会合
ソウル・サミット
新規制実施開始のターゲット、段階的に実施

会計基準に関する主要市場の状況

	日 本	E U	米 国
証券当局	金融庁	欧州委員会 (各国証券当局)	証券取引委員会 (SEC)
会計基準 設定主体 (民間)	企業会計基準委員会 (ASBJ) (2001年設立)	国際会計基準審議会 (IASB) (2001年設立)	財務会計基準審議会 (FASB) (1973年設立)
会計基準	日本基準	国際会計基準 (IFRS) (2005年1月~)	米国基準



(案) 国際会計基準 (IFRS)
2015・16年に上場企業に強制適用することを
2011年までに決定

- ・国際会計基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards)
- ・国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board)
- ・企業会計基準委員会 (ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)
- ・米国財務会計基準審議会 (FASB: Financial Accounting Standards Board)

コンバージェンスと同等性評価

(Oct '02) IASB-FASB ノーウォーク合意
(コンバージェンスの合意)

EU の同等性評価活動 →

EU域外企業に、国際会計基準と同等の
基準での開示を要求

欧州証券規制当局
委員会による「技術的助言」 → (Jul '05)
(「26項目の差異」)

欧州委日本基準の同等性を決定 → (Dec'08)

← 日本のコンバージェンス 活動

(Jan '05) ← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB
(国際会計基準審議会)が、コンバー
ジェンスプログラム開始

(Jul '06) ← 企業会計審議会の意見書「会計基準の
国際的なコンバージェンスについて」

(Aug '07) ← 東京合意

東京合意

- ・ 2005年に、欧州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成。
- ・ 基本的に、2011年6月30日を目標期日。
- ・ 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化。

「新成長戦略」における「金融戦略」

- 本年6月、政府は「新成長戦略」を閣議決定。
- 新成長戦略では、7つの成長分野の1つとして、「金融戦略」を盛り込み。

(7つの成長分野)

- | | |
|---------------|-------------|
| I 環境・エネルギー戦略 | V 科学・技術立国戦略 |
| II 健康大国戦略 | VI 雇用・人材戦略 |
| III アジア経済戦略 | VII 金融戦略 |
| IV 観光・地域活性化戦略 | |

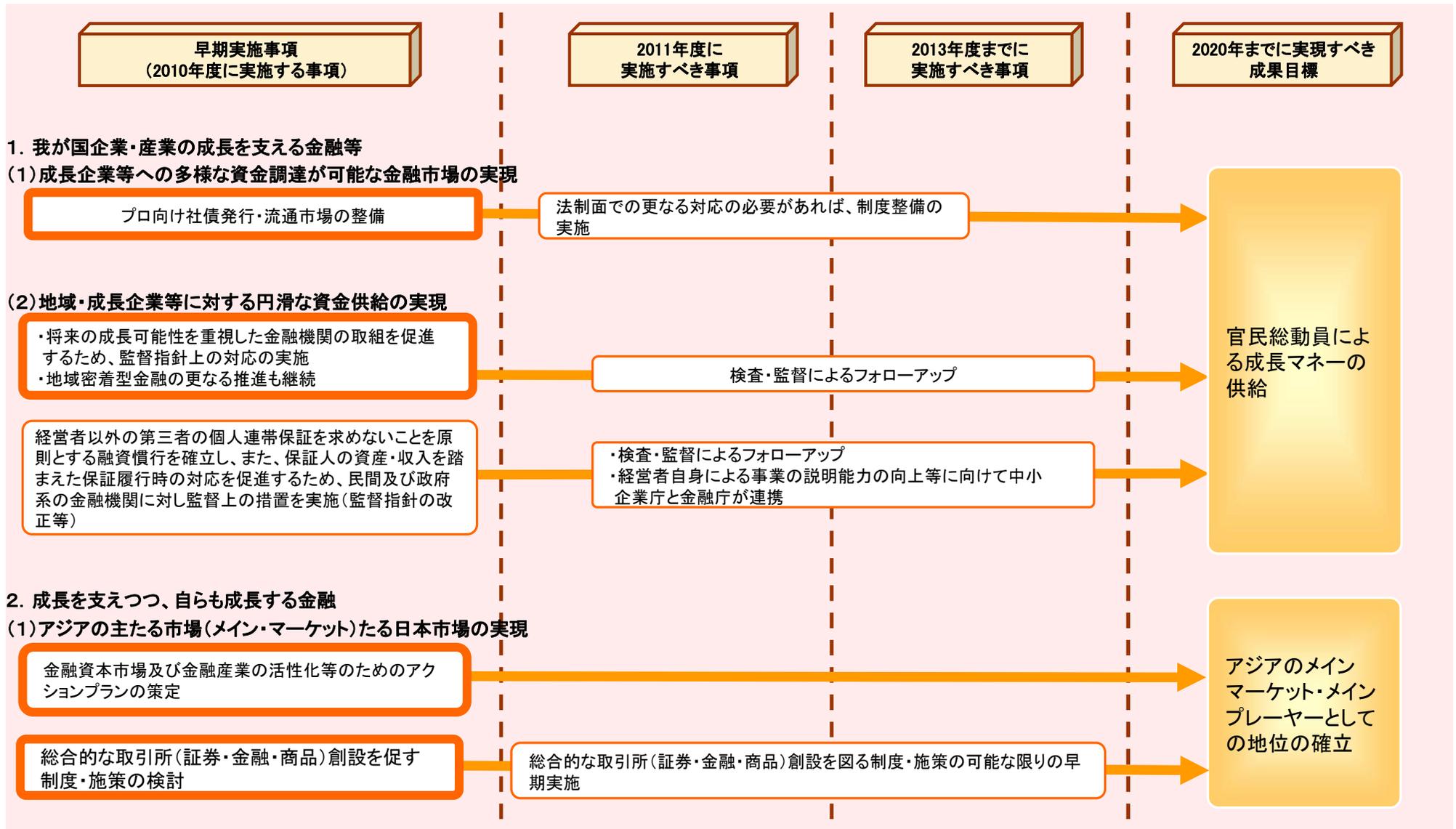
- 金融戦略では、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」などの観点から、金融分野における成長戦略を策定。

(主な施策)

- 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討
- プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立

 2010年中に具体的なアクションプランを策定

「新成長戦略」における「金融戦略」(工程表)(抄)



平成23年度税制改正要望に関する基本的考え方

「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)も踏まえ、「新金融立国」の実現を目指すなど、以下の考え方を柱として、必要な税制上の措置を要望する。

主な具体的要望項目

1. 経済の持続的な成長への貢献

- ◆ 現下の経済金融情勢等に鑑み、上場株式等の軽減税率の延長
- ◆ 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立

- ◆ イスラム金融に関する所要の税制措置
- ◆ 証券貸借取引に関する所要の税制措置
- ◆ 国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大

- ◆ 特定口座の利便性向上に向けた所要の措置
- ◆ 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

金融審議会 金融分科会基本問題懇談会報告(平成21年12月9日)

金融審議会 金融分科会基本問題懇談会報告のポイント 今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築

I. 複線的な金融システムの構築に向けた これまでの取組み

- 高度成長期から安定成長期への移行→資金不足から資金余剰への転換
- 1980～1990年代(バブル経済の生成・崩壊)
 - 銀行部門へのリスク集中→金融システムへの大きな打撃

⇒1990年代の金融危機後、複線的な金融システム(銀行部門・市場部門を通じた多様でバランスの取れた金融仲介)の構築の指向

- ・金融・資本市場インフラの整備
- ・市場の公正性・透明性の確保
- ・利用者保護の徹底・利用者利便の向上

⇒しかしながら、依然として銀行部門を通じた資金の流れに大きな比重

- ・個人の金融資産に占める預金の割合は約5割
- ・企業の資金調達に占める銀行部門等からの借入の割合は3割強
- ・社債・CP市場において銀行部門の保有する割合は各々5割弱・3割強

II. 今次の世界的な金融危機の特徴と 我が国金融システムへの影響

【今次の世界的な金融危機の特徴】

- 世界的な経済・物価の変動幅の縮小(グレート・モデレーション)などマクロ経済的背景の下、過度なレバレッジ、短期的な収益追求
- 危機は市場に端を発し、市場を通じて世界的に伝播

【我が国金融システムそのものへの影響】

-欧米に比べれば相対的には安定しているが、次のような問題が発生:

- ・株式市場→危機の発端であった欧米よりも下落→自己資本等への影響
- ・国債レボ市場の混乱
- ・社債・CP市場の機能不全→貸出市場の逼迫 等

⇒今次の世界的な金融危機を踏まえ、より高い仲介機能と強靭性を有する金融システムの構築が重要

III. 今後の我が国金融システム及び金融業の課題

○金融システムの課題

銀行部門・市場部門でバランスの取れた金融仲介

⇒ 複線的な金融システムの構築は引き続き重要
・銀行部門の金融仲介機能の更なる充実
・市場部門の金融仲介機能の強化

- ・少子高齢化の進展の中で経済の持続的成長に寄与・国民の資産形成に貢献
- ・我が国金融・資本市場の国際的な競争力の強化
- ・ショックに対する銀行部門と市場部門との相互補完機能の確保

○金融業の課題

企業の価値創造を支援する金融(バリューアップ型)の指向 } 金融業自らも発展、社会的責任の遂行
少子高齢化の進展の中で国民の資産形成に貢献

IV. 市場発の金融危機への対応

-市場発の世界的な金融危機を踏まえ、我が国金融システムがより強靭なものとなるよう、次の方策につき、検討が重要。今後の金融システムの構築に際しては、「3つのS」(①適合性(Suitability)、②持続可能性(Sustainability)、③安定性(Stability))の視点が重要

(1)危機の要因となりうる不均衡の蓄積を予防するための方策

- 店頭デリバティブ取引、証券化商品、ヘッジファンド等、非規制分野への適切な規制
- 新たに生じる金融危機の潜在的リスクへの適切な対応(経済活動への影響を踏まえつつ、取引の適正性・透明性などが確保されるよう、排出量取引ルール等の構築にも積極的に貢献)
- 銀行部門に対する健全性規制・監督の見直しに係る国際的な議論に積極的に貢献(ビジネス特性に応じた規制、タイミングへの配慮等)
- 銀行部門における株式保有リスク軽減等への取組み
- いわゆるシステム上重要な金融機関に対する規制・監督 等

(2)危機の伝播を抑制するための方策

- 市場インフラの再構築(CDS等の清算に係る制度整備、国債レボ等の清算機関の態勢強化等)
- いわゆるシステム上重要な金融機関が経営困難に陥った際に連鎖を引き起こさないための対応

(3)マクロ健全性の観点からの規制・監督の充実

- 中央銀行との連携強化 等

(4)实体经济への波及に対応するための方策

- 中小企業を含めた企業金融の円滑化 等

金融行政の目的・任務及び近年の取組み

3つの大きな金融行政の目的・任務

- 金融システムの安定
- 利用者保護・利用者利便の向上
- 公正・透明で活力ある市場の確立

近年の我が国の金融システムについての取組み

- 不良債権や個別金融機関の破綻処理等への的確な対応
- 各般のセーフティネットの構築
- 先を展望した決済制度や金融商品取引法の制定等のインフラ整備
- 消費者の視点に立った制度整備と運用

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の「4つの柱」

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- 深刻な問題がひそんでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- 各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した仕組み・枠組みの導入等

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、金融機関の側から見た予測可能性を向上

ベター・レギュレーションの当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実

— 明確な問題意識に基づいた対話の実践、新たな対話チャンネルの構築

2. 情報発信の強化

— 内外の講演会・意見交換会・出版メディアなど多様なチャンネルを通じた情報発信 等

3. 海外当局との連携強化

— 国際的な規制・監督の整合性の確保、グローバルな動向についての情報共有や連携の促進 等

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

— 庁内の調査機能の強化、市場関係者・日本銀行・外国監督当局等との対話・連携の促進 等

5. 職員の資質向上

— 研修の充実などを通じたスキル・専門性の向上、官民の人材交流 等

ベター・レギュレーションの進捗状況について(第4回)

- 本年8月、ベター・レギュレーションに対する取組み状況について報告書を公表。
- 報告書では、過去1年間(昨年7月～本年6月)、金融庁が優先課題として行政資源を重点投入してきた以下の課題について、ベター・レギュレーションの考え方に沿って、どのように取り組んできたかを記載。

1. 国際的な金融規制改革への対応

・G20、バーゼル委員会等の、国際的な議論の場で、我が国の立場を積極的に主張 等

2. 円滑な金融仲介機能の促進

・中小企業金融円滑化法を昨年12月に施行するとともに、その適切な実施や周知を徹底 等

3. 将来を展望した制度整備の推進

・フォワード・ルッキングな観点から優先課題を認識し、市場関係者等との意見交換を踏まえ、本年1月に「金融・資本市場に係る制度整備について」を整理・公表 等

平成22事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

1. 総論

1. 金融資本市場を取り巻く環境

- ・世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因（特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先行き不透明感）
- ・新成長戦略で求められる金融の役割（実体経済・企業のバックアップ役）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
 - リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握）
 - 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - 将来を見据えた行政（世界経済の変化、今次の金融危機の教訓、国際的な議論の動向等も見据えた中長期的な金融機関との深度ある双方向の議論）
 - 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話等）
- 証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携
- 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. 市場仲介機能の適切な発揮

- (1)市場仲介機能の適切な発揮に向けた対応状況の検証
- ①オペレーションの信頼性向上（誤発注防止等）
 - ②発行者へのチェック機能発揮（引受審査）
 - ③投資家へのチェック機能発揮（売買管理等）
 - ④自己規律の維持（利益相反の防止等）
- (2)顧客情報・法人関係情報の管理の徹底
- (3)反社会的勢力排除の徹底

2. 質の高いリスク管理の促進

- (1)証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進
- ①早期警戒制度の的確な運用、業界横断的・時系列的な分析
 - ②証券会社グループへの連結監督・規制の導入を踏まえ、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握、統合的なリスク管理態勢等の重点的検証
- (2)各種ファンドへの対応
- ①ヘッジファンド等各種ファンドの実態把握
 - ②上場Jリート等の運営状況等の注視

3. 顧客保護と利用者利便の向上

- 格付会社における態勢整備、登録格付がない場合の証券会社等の説明態勢の整備等
- デリバティブ等のリスク性商品を販売する際の顧客への説明態勢の整備等
- 金融ADR制度に係る態勢整備
- 証拠金導入規制・強化へのFX業者の対応
- 第二種金融商品取引業に係る投資家保護に向けた取組み
- 業務の継続性
- 金融犯罪等への対応